

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書  
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ほづみバブー保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 豊中ほづみ福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	野口 由紀子 園長      新谷 美佳 主任保育士	
定員（利用人数）	45 名      （ 44 名 ）	
事業所所在地	〒 561-0858 豊中市服部西町3丁目6番5号 豊島小学校内	
電話番号	06 - 6868 - 8989	
FAX番号	06 - 6868 - 8988	
ホームページアドレス	<a href="https://www.hozumi.ed.jp/babu/">https://www.hozumi.ed.jp/babu/</a>	
電子メールアドレス	hozumibabu@wing.ocn.ne.jp	
事業開始年月日	平成14年4月1日	
職員・従業員数※	正規      12 名	非正規      3 名
専門職員※	保育士 15名（育休中2名）、 看護師1名、調理師1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0才児、1才児、2才児、3才児）、調乳室、調理室、更衣室、医務室兼事務室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	2 回
前回の受審時期	令和 元 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【理念・基本方針】

### [ 保育理念 ]

自分らしさを発揮しながら 豊かな創造性や感性をもち やろうとする力や向かう気持ち あきらめずに達成する力が強く 人とつながる喜びを知る人になる

### [ 保育方針 ]

そのままの姿を受けとめよう

たくさん抱きしめよう

たくさん失敗ができる場所にしよう

「ホンモノ性（学びの対象・人としてのあり方）」を大切にしよう

すべての人の違いは豊かさであり 同じ価値の存在として認めよう

一人ひとりの個性を尊重しよう

### [ まわりの大人が大切にしたいこと ]

子どもを中心として それを取り巻く大人たちが 支えや学びの共同体になろう

子どもを生まれた時から 幅広い分野で発達する 生きた人間として見よう

子どもたちに人生の魅力を語ろう

子どもの成長や発達を喜び合い 協力し合いながら成長しよう

大人も子どもも 豊かな安全基地をもち 愛着を安定させよう

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

### < 主体的な保育 >

家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりの個性や思いを認めて受け止めながら、愛情深く関わり子どもが自分らしく自信をもって成長できるように、発達や成長に応じて丁寧に関わることを大切にしています。

また、年齢に応じて、自分で考えるということや、主体的に過ごすことにも意識しながらの保育を行い、さまざまな挑戦や失敗ができるような環境づくりや、経験の中で感じる喜びや嬉しさなどが自己肯定感につながるように、一人ひとりの子ども理解を心がけています。

「そのままの自分でいいんだ」という安心感のもとで夢中になって遊びこんだり、意欲や興味を持てるような関わりを行いながら、必要以上に援助することもなく、見守ることも大切な保育として考えています。

### < あそび >

子どもが熱中したり夢中になれるあそびや様々な感触あそび、五感を刺激するようなあそびをたくさん経験できるようにし思いきり楽しめるようにしています。

保育者も一緒に遊びを進めていくことで、“これなんだろう” “やってみたい” とあそびが広がっていく楽しさを年齢ごとに感じられるようにし、さまざまな経験をする中で、小さな失敗（失敗とは受け止めていません）を繰り返し、くやしい気持ちあきらめない気持ち

ちなどを感じながら、子どもなりに学んで、一人ひとりの成長につながるように関わっています。そして何度も挑戦することで、達成感も十分味わえるようにしています。少人数の園なのでクラスの垣根を越えて異年齢のつながりも大切にしており、年下の子は優しく接してもらい喜びを感じ、年上の子は相手を思いやる心が育まれるように心がけています。

### < 職員同士の関係づくり >

経験年数に関係なく、同僚性を大切にし、日ごろからコミュニケーションを多くとり、相手を尊重し合う関係でいたいと考えています。職員の関係の良さが、日頃の保育を楽しむことにも生かされています。会議や話し合いを行う中で、自分の思いを言い合える雰囲気を作り、さまざまな意見を共有することで、1人ひとりの職員の考え方や視野が広がっていきます。

また、保育士の中で分野別リーダーを配置し、年間計画を立てて、保育士の質の向上のために、園内研修を行ったりし、それぞれが力を発揮している。「豊中市環境スクール」を用いての研修も行い、保育士同士で日頃の保育のふりかえりや意識の統一に努めています。

### 【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和4年12月7日～令和5年5月18日
評価決定年月日	令和5年5月18日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1701C005（運営管理・専門職委員） 2201C017（専門職委員）

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

ほづみバブー保育園は、開園21年目で、豊中市の東部、阪急宝塚線服部天神駅より徒歩10分 市立豊島小学校内に設置されており、小学校の東側に正面玄関があります。生後6カ月から3歳児の子どもたちが安心して過ごせるよう、家庭に近い環境で生活できるように工夫されています。従来より、保護者から要望があった「4・5歳児も園で受け入れて欲しい」に対応される方向で調整されていました。

静岡県や富山県等の幼児教育・保育施設で令和4年に不適切事案が発生した事がマスコミ報道で大きく取り上げられた為、念のため園でも令和5年2月に保護者アンケートを前倒しで実施し状況を確認し（保護者満足度5点満点で 園平均4.8点の極めて高い満足度）、その結果『安全で安心・主体的な保育、楽しい遊び、美味しい給食』を3月に保護者に報告しました。

参考）昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策（令和5年5月12日付け通知）  
こども家庭庁HP 安心・安全な保育のために <https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

今回の3回目の受審では、令和5年4月下旬に提出された「園の自己評価表」の出来栄も大変良かったので、ギアを一段上げて、「伸びしろは 無限大 ∞」をテーマに、5/10（水）3名の評価者で、各項目きびしめの科学的な評価を行いました。園長を筆頭に、主任保育士、看護師、調理師等全員参加（理事長も参戦）で、真摯に前向きに建設的に対応頂き、その結果は、大変良好でした。保育園は時代の最先端にあり、保育士は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。これからも「細部に（飛躍の）神が宿る」（ドイツの格言）と考え、組織的・体系的・計画的なPDCAマネジメントを活用した園の経営・運営管理、日々の質の高い保育実践にお取り組み下さい。

### ◆特に評価の高い点

（1）「全体的な計画」は、「保育所保育指針」を基盤とし、保育理念、保育方針に掲げられた「自分らしさを発揮しながら豊かな創造性や感性をもつ」人に育ていくために「そのままの姿を受けとめよう、たくさん抱きしめよう」等々の姿勢に則って、0歳から3歳までの乳幼児期の子ども一人ひとりの個人差に配慮し人権と主体性を重んじ、家庭的な雰囲気の中で慈しみ大切に育むという視点できめ細かく作成されていました。さらに、職員は基本理念の項目、「まわりの大人が大切にしたいこと」に示された、一人ひとりの保護者や子どもに寄り添い、温かく見守るといった姿勢を心がけ、実践に結びつけるように互いに振り返り、研鑽を重ねていました。

（2）人的物的環境を整備し、保育室内の環境構成の工夫、造形活動などの美術、わらべ歌などの音楽、食育等々、心や感性を育むための特色ある保育実践を取り入れ、それらの内容を保育で展開するスキルを磨くための研究、取組を進めていました。園庭では、水や砂等の自然素材や様々な道具を活用し、感触遊び等五感を刺激する遊びが存分に展開され、遊びこめるような工夫が随所にちりばめられていました。

（3）今回で受審3回目となりましたので、ギアを一段上げ、各項目きびしめの科学的な評価を行いました。園長を筆頭に、主任保育士、看護師、調理師等全員参加で、真摯にありのまま『現状の確認、振り返り』が出来き、「伸びしろは 無限大 ∞」で園の輝かしい未来が広がっている事を共に確認しました。

（4）2023年2月実施の保護者アンケート結果は、大変良い結果で、日頃の保育の賜物です。

（総数44人）回収率＝回収44件/配付44件＝100%

総合評価満足度を5段階評価で言うと 総合評価満足度＝園平均 4.8 ☆極めて高い満足度  
保育園の理念や方針の保護者の認識度も

よく知っている保護者 7人（15.9%） + まあ知っている保護者 32人（72.7%）

＝ 合計 39人（88.6%） ☆ 良い結果です

## ◆改善を求められる点

3回目の受審の為、きびしめの評価を行いました。以下の4項目がb評価です。

- 1) 評価基準 9番 I章-4-(1)-② 「改善計画書」の実行計画の充実
- 2) 評価基準 15番 II章-2-(1)-② 人事考課の実施
- 3) 評価基準 16番 II章-2-(2)-① ハラスメント対策の規定の改訂（改正労働施策総合推進法公布：令和2年6月1日 施行：令和4年4月1日に対応）
- 4) 評価基準 18番 II章-2-(3)-② 誰がいつどんな研修を受けるのかが明確な「年度研修計画」の作成

## ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審にあたり、園で大切にしている方針や内容を改めて確かめ合いながら準備を進めて参りました。3度目の受審ではありましたが、初心に立ち返りつつ全職員が一体となり、日頃の保育の見直しや振り返り、保護者支援のあり方、保育園と地域社会との連携について、話し合いなどを行いながら、学ぶ事が出来ました。

評価員の方より、子ども一人ひとりが主体的にいきいきと安心して過ごせるような環境作りや、温かい言葉かけや対応の中、落ち着いた雰囲気での保育が行われていると評価して頂けたことは職員の自信につながりました。

今回の評価では「伸びしろは 無限大∞」ということで、現状より更に探求していく必要があることに気づくことが出来ました。ご指摘いただいた研修計画や改善計画書等、質の向上を目標において園全体はもちろん職員一人ひとりの役割や課題を明確にし、PDCAサイクルを考えながら、今後の成長に向けてより一層の努力を行って参ります。

社会状況の様々な変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化、多様化しており子どもの個性に応じた対応が求められます。こども主体の保育園として地域の皆様から親しまれるような園を目指して取り組んでいきたいと思えます。

第三者評価を受審することで就学前までの分園の設置を計画することができました。長期的な視点を意識できたことも第三者評価を受審させて頂いた成果だと感謝しております。

## ◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>保育理念・方針・目標等はホームページや『パンフレット』、『保護者向けのガイドブック』、毎月の『園だより』に明文化し、周知を図っています。職員には、園内・職員室等への掲示、会議や研修会で伝え、共通理解を図って保育で実践しています。また、年1回程度、法人の理事長より職員に直接、理念・方針・目標・「先生が大切にしたいこと」等の思いを伝えています。</p> <p>訪問調査当日 5/10（水）に、保育士・看護師・調理師等の全職員の脳裏に理念、方針が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、理解出来ている事を確認し、周知方法の妥当性が確認できました。</p> <p>保護者には入園時・保育参観・懇談の際に資料を配布し、詳しく説明しています。</p> <p>～ 保護者の保育理念・方針の認識度に関して &lt;アウトカム評価&gt; ～                  2023年2月実施 保護者アンケート結果（回収44人/総数44人 回収率100%） 設問1 園の保育理念・方針をご存じですか？</p> <p>⇒保護者の回答                  ⑤よく知っている 7（15.9%） ④まあ知っている 32（72.7%） ③どちらともいえない 4（9.1%） ②あまり知らない 1（2.3%） ①まったく知らない 0</p> <p>分析→ ⑤よく知っている 7（15.9%） + ④まあ知っている 32（72.7%）                  = 39（88.6%）・・・保護者は良く認識されています。</p>	

		評価結果												
I-2 経営状況の把握														
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。														
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a												
(コメント)	<p>市・府・こども家庭庁等や「情報誌」により、常に情報を確認しています。</p> <p>令和4年度(2022年度)教育要覧 豊中市教育委員会                  小学校区別幼児数一覧 令和4年(2022年)5月1日現在</p> <p><a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/youran.files/R4_yoran.pdf">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/youran.files/R4_yoran.pdf</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>合計(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊島小学校区</td> <td>94</td> <td>89</td> <td>95</td> <td>111</td> <td>389</td> </tr> </tbody> </table> <p>*園の在園児人数は43人、校区内で約11%の乳幼児が通園中</p>			0歳	1歳	2歳	3歳	合計(人)	豊島小学校区	94	89	95	111	389
	0歳	1歳	2歳	3歳	合計(人)									
豊島小学校区	94	89	95	111	389									
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a												

(コメント)	市内でも少子化（合計特殊出生率 1.30 2021年）、保育者不足の影響で定員割れの傾向が出てきている為、理事長を中心に定時理事会・評議員会・園長との面談で対応策を検討し、法人の総合力を生かすような積極策を展開しようとしています。令和5年4月から近隣にマーブル保育園を開園したり（卒園後の4・5歳児受入れ）、将来的に園内で4・5歳児にも対応可能な園への拡張も視野に入れています。
--------	---

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	理事長主導で強み・弱みの克服を意識して、「中長期3年計画」を作成しています。項目として、1-人材、2-教育研修、3-子どもへの保育体制、4-安全、5-環境対策（SDGSの理解と実践）等を設定し、定期的な見直しも実施しています。ただ、各項目の内容の粗さも散見されるので、この機会に園長主導で作成する方向性に切り替え、きめ細かな「中長期3年計画」の展開を期待致します。	
	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	理事長主導で理事会や職員の意見を踏まえ、「令和5年度事業計画書」を作成しています。項目として、1-令和5年度の重点項目、2-地域交流事業、3-食に対する取組等を設定し、定期的な見直しも実施しています。ただ、各項目の内容に粗さもあると感じました。この機会に園長主導で作成する方向性に切り替え、きめ細かな「年度事業計画書」の運用を期待致します。（特に、令和5年度の重点項目(1) 保育指針に基づいた保育の展開、(2) 苦情解決処理への積極的な取組み、(3) 地域交流事業の推進の記載箇所はより深めたい）	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
(コメント)	日頃から職員等や理事などの役員の意見を集約し「中長期3年計画」・「年度事業計画書」を策定し、理事会や評議員会で評価を行っています。また、事業計画は、ICTや会議等で職員に説明を行っています。
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。
(コメント)	「中長期3年計画」・「年度事業計画書」を玄関に掲示したり、HPに掲載し、保育参加を行う等の機会に、園長より保護者にねらい等を伝えています。

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	<p>組織的（園長・主任保育士・リーダー保育士）に保育計画や日々の振り返りを日頃から行う等、保育の質向上に取り組んでいます。『保育所保育指針』が要求する毎年の「運営管理に関する園全体の自己評価」を大阪府が策定した「自己評価表」に基づき実施しています。その出来映えも良く出来ていました。また、3～5年に一度、第三者評価を定期的に受審しています。（今回で3回目の受審）</p> <p>特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の園評価について 豊中市役所HP 更新日：2022年9月15日</p> <p><a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/20220615_enhyouka.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/20220615_enhyouka.html</a></p> <p>法人 社会福祉法人 豊中ほづみ福祉会HP 第三者から評価されるということ</p> <p><a href="https://www.hozumi.ed.jp/blog/single.php?page=226">https://www.hozumi.ed.jp/blog/single.php?page=226</a></p>	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	<p>職員会議等を通じ、全職員で話し合いを積み重ね、課題の抽出・共有化し、「主たる園の課題」・「主たる法人の課題」を細かく策定し、打開策を共有化していました。</p> <p>ただ、実行計画の面で組織的・計画的・体系的な取組みとする為の工夫、優先順位や時系列（①1カ月以内、②1年以内に改善実施、③長期的な改善と分けたり）や各課題の実行責任者の明確化を盛り込みたい。園長・主任保育士の伸びしろがこの項目に在ると考え、b評価としました。</p>	

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a



(コメント)	<p>園長の役割・責任は、「就業規則」・「職務分担表」・「重要事項説明書」に明記し、職員や保護者へ周知しています。有事（災害・事故等）の責任者が理事長・園長であること、不在時の権限委任（主任保育士・中核リーダー）についても『危機管理対応マニュアル』（2023.3.31改訂）、『防災マニュアル』（2023.3.14改訂）等に明記しています。</p> <p>園長には「持ち前」のリーダーシップ（マネジメント能力、統率力、コミュニケーション能力、人望）やチャレンジ精神、決断力、使命感が在り、逸材です。この機会に振り返りを行って、園長の経営管理の領域を拡大させ、変えるべき事は変え、さらに進化させましょう！！</p>	
II-1-(1)-②	<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
(コメント)	<p>理事長よりコンプライアンス（法令遵守）を厳命されており、園長は「遵守すべき法令一覧表」（2023年1月1日）を作成し、職員会議等で各人の仕事と結びつけて指導を行っています。</p> <p>訪問調査当日5/10（水）に、保育士・看護師・調理師等全職員の脳裏に関係法令が刻み込まれているか「筆記テスト」を行い、確認しました。</p> <p>保育士・看護師・調理師が回答した関係法令の一部抜粋：  ①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法 ③学校教育法 ④児童福祉法 ⑤社会福祉法 ⑥改正個人情報保護法（2022.4/1～） ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩改正食品衛生法 ⑪労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化、中小企業2022.4/1～） ⑫改正育児・介護休業法（2022.4/1～、10/1～産後パパ育休）</p>	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	<p>保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
(コメント)	<p>園長は、主任保育士と共に「指導計画の省察」の確認や各クラスの巡回観察、会議等を通して幼児教育・保育の実施状況の評価分析を行い、課題が生じた時には、改善に向けてリーダーシップを発揮し、具体的な取り組みを明示し、指導を行っています。毎月の職員会議・クラス会議では、園全体・クラス・個人と現状から見えてくる課題を明らかにし改善へとつなげています。また、課題の把握のために主任保育士・中核リーダー保育士と密に連携を取っています。各会議（クラス・職員AB・アレルギー・給食）や、各係（備品・絵本・遊具・避難訓練・行事）などを設け、職員が運営に関わる体制を構築しています。職員全員が発言し意見を出しやすいように、グループワークを取り入れるなどの工夫を行い、発表をしたり意見交換をすることで職員間の意識の統一を図っています。</p> <p>★ 乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎を育む極めて大切な時期で、質の高い幼児教育・保育を受けることはその後の人生に良い影響を与えます。</p>	
II-1-(2)-②	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
(コメント)	<p>経営に関する事は理事長を中心に行い、園長は人事を中心に関わっています。園の保育方針を大切に保育できるよう人員配置に配慮し、子育て・時短職員など様々な条件の職員が働きやすい環境整備を行っています。（令和5年4月現在子育て両立中職員4名 育休中職員2名）保育業務の軽減の為、必要に応じてICTを取り入れ、その内容の周知も行っていきます。また、就業時間内で業務が終了できるように業務省力にも努めています。</p> <p>先の項目、II-1-(1)-①にも記載しましたが、この機会に振り返りを行って、園長の経営管理の領域を拡大させ、さらに進化させましょう！！</p>	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	法人会議では、保育士・派遣保育士・パート保育士の配置や必要人数と現状の確認を行って、正規職員の比率を高める努力をしています。音楽・造形・あそび・運動リーダー・中核リーダーを任命し、キャリアアップ研修の受講や園内研修の取り組み等において保育の質の向上に取り組んでいます。採用活動では、養成校に「求人票」を配布したり、法人単独でフェアも行いHPの充実にも取り組んでいます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	「期待する職員像等」は『職務分担表』に明記し、人事基準の一部（採用や配置、異動は明確となっている）は『就業規則』に明記し、職員会議・個人面談を通じて周知しています。 自己評価を年に3回実施し、年度末には自己の振り返り、課題などをまとめてもらい、個人面談を行い、それら进行评估・分析し処遇や課題などを検討しています。 <b>ただ、昇進・昇格等に関する人事基準は、明確ではなく、また人事基準に沿った職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を実際に評価した事の「客観的証拠」が確認出来ませんでした。自己評価と人事考課は別なものです。特に園長、主任保育士への昇進プロセスは大きな人生の岐路です。難易度は高いですが、見える化された人事考課の導入は、真摯に働く保育士の励みになると思います。</b>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	職員の労務管理は「就業規則」に明記されており、各職員の有給休暇の意向は年度初めにおおむね把握し、実際の労働時間や休暇状況等のデータは、『コードモン・アプリ』を活用し確認されています。また、個別の面談を、園長・主任保育士・看護師が行い、日頃から話しやすい雰囲気を作っています。総合的な福利厚生として「民間社会福祉事業従事者共済会」や「はぐくみ会」に職員の希望を聞き、加入しています。産休・育休の取得や短時間労働の導入により働きやすい環境を整えており（令和5年4月現在 子育て両立中職員4名 育休中職員2名）、また残業はほぼ0に抑えられています。 <b>ただ、職員の心身の健康と安全を保証する、『ハラスメント対策マニュアル』（改正労働施策総合推進法 公布：令和2年6月1日 施行：令和4年4月1日）が改訂されていませんでした。</b>  <b>参考）事業主が雇用管理上講ずべき措置等</b> 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 3 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 4 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等 ※ このほか、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、その原因や背景となる要因を解消するための措置が含まれます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	「自己成長シート（個人の目標・計画）」を用いて、一人ひとりが目標設定行っています。また、園長・主任保育士と個別面談の時間を設けて、毎月到達度・振り返りを行い次へとつなげています。毎月の「自己成長シート（個人の目標・計画）」の目標設定の際に年に3回の自己評価表を提出しているのでその際に進捗状況の確認を行っています。年度末に職員一人ひとりが1年間を振り返りどの程度目標達成できたかを確認し、次年度へ新たな目標設定を考える個別面談を行っています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b

(コメント)	<p>「自己成長シート」「保育士スキル一覧表」「キャリアアップ研修受講実績」等にて職員のスキル状況を把握したり、「研修計画」にておおむね各職位に必要な研修を把握しているが、現状の「研修計画」は体系的・総論的なものとなっています。もう一押し、「年度研修計画」的なもので、誰がいつどんな研修を受けるのが明確なものの作成が必要です。効果的な研修計画の作成は容易ではありません。研修計画作成のチーム創りから考えた方が良いと思われます。隣接する小学校では、教務主任や研究主任という専任者を設けていると思います。深みのある難易度の高い業務は、人財の選定から考える事を始めましょう。</p>	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>「自己成長シート」「保育士スキル一覧表」「キャリアアップ研修受講実績」等を用いて面談等を行い職員のスキル状況を把握しています。新任職員には、『新任研修マニュアル』（2023.3.13改訂）を活用し細かく指導したり、共に保育に入ることでアドバイスを行っています。市や府、子ども財団が行うオンライン研修や外部研修に参加しています。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	<p>『実習生受入れマニュアル』（2023年2月22日改訂）に基づいて、直近3カ年はコロナ禍でしたが、可能な限り実習生を受け入れて、養成校と連携を取りながら進めています。主任保育士より、指導を担当する職員に研修を行って一貫した指導が出来るようにしています。実習生については、事前にオリエンテーションを行い、実習生の希望などを踏まえた上で出来るだけ全年齢で実習出来るようにしたり、さまざまな設定保育が学べるようにしています。</p> <p>子どもが幸せを感じる為に、子どもが「生まれてきて良かった」と少しでも思えるように、どうしたら子どもの心に火が付くのかを一人ひとりに合わせて考え続けていく等、保育士の役割と責任（大変な事は一杯ある、いろいろ苦労もする、でも本当に大事な仕事なんだ）を教育保育実践を通じて、実習生に伝えようとされています。</p> <p style="text-align: center;">* 直近3カ年 実習生受け入れ実績</p> <p style="text-align: center;">2022年 0人    2021年 3人    2020年 1人</p>	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	<p>園・法人のホームページや財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス（園の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されています。</p> <p>【 財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況 】</p> <p>5/10 現在（令和3年4月1日～令和4年3月31日 決算情報等）</p> <p>① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額</p> <p>参考） 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム</p> <p><a href="http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do">http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do</a></p>	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	<p>園における事務、経理、取引等に関するルール等を明確にし、法人・園の担当がきっちり実施しています。内部監査は、毎年幹事による監査を受け、外部の専門家（税理士）による決算支援を受け、経営改善を実施しています。</p>	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	<p>地域との関わり方についての基本的な考え方を「全体的な計画」、「年間指導計画」に記載しています。玄関に地域の情報や病院の情報、公園マップを掲示したり、市役所からのおたよりを配布したり、個人懇談などで保護者の方からの相談に対し、社会資源について伝えています。</p>	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	<p>『ボランティア・実習生・体験学習マニュアル』（2023年2月22日改訂）を整備し、ボランティアや地域の中学校の体験学習の受け入れを積極的に行っています。</p> <p>中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育士の卵は、乳幼児から慕われ、貴重な戦力ともなっていたようです。中学生が乳幼児と触れ合う事で、子どもへの理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養っています。</p> <p>保育士と言う職業は、小中学生の頃までは女の子に人気の高い職業だとは思いますが、その後、低下する。やりがいを感じてもらって将来の職業選択の1つとして考えてもらったり、進路に悩む中学生に幼児教育・保育の仕事の魅力を積極的にアピール出来れば良いですね。</p> <p>*直近3カ年 ボランティア 受け入れ実績 2022年度 2人 2021年度 0人 2020年度 1人</p>	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a

(コメント)	医療機関や公園、児童館、近くの小学校のリストや地図、「豊中市子育てサービスガイド」等が玄関に設置してあります。幼保小連絡会、地域の子育ち・子育てネットワーク(地域福祉ネットワーク)にも定期的に参加し、地域の状況や課題等を共有しています。
--------	--

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
--	---

(コメント)	民生委員、児童福祉委員の方と一緒に子ども子育てネットワーク（地域福祉ネットワーク会議）にオンラインで参加し、地域の現状や課題などの情報を共有したり、ワークショップを行ったりして話し合い把握に努めたり、市役所の方とも密に連絡を取り合っています。また、地域の方にハブまつりに参加してもらったり、園庭開放や園見学の際等に、子育て相談を受ける中で、地域の方の生の声を聞いています。
--------	--

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
--	---

(コメント)	<p>掲示板を用いて地域の子どもへの働きかけを行ったり、園庭開放や夏まつりなどを行い地域と積極的に関わりをもっています。散歩に出かける際は近隣の方に挨拶をしたり、夏まつりでは地域の方にも参加してもらい活性化につなげています。また、地域貢献職員（スマイルサポーター）3名を配置し掲示板に掲示し子育て相談に取り組んでいます。AEDを園内に設置しているが外でも活用できるように駐車場入り口に明示し、地図からの検索でも分かるようにしています。また、「赤ちゃんの駅」としておむつ交換、授乳が可能なスペースを提供し豊中市のホームページにも登録されています。</p> <p>令和5年（2023年）4月発行 豊中市役所HP 「赤ちゃんの駅」のご案内（中部編）3page 27番 ほづみハブー保育園</p> <p><a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/akachannoeki.files/akachan_chubu202304.pdf">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/akachannoeki.files/akachan_chubu202304.pdf</a></p>
--------	---

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	園の保育理念、保育方針に子ども一人ひとりの人権を尊重した姿勢が示され、『子どもの権利擁護のマニュアル』（2019.10.1作成）、『保育マニュアル』（2023.2.22改訂）に明示しています。各種会議、研修等で、子どもの権利擁護や虐待防止に関する研修を行ったり、職員が定期的に行っている人権擁護のための「セルフチェックリスト」を用いて勉強会を行うなど（2022.6.15実施）子どもを尊重した保育を実践するように共通理解を図っています。また、性差への先入観による固定的な対応をしないように、服装や色、遊び等を子どもが自由に選べるように配慮していました。食育において様々な国の料理を給食に取り入れたり、外国人講師を招き他国の文化に触れる保育を実践していることを、保護者に発信し理解を図っていました。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護については、『ほづみの規則、規程』、『虐待対応マニュアル』（2022.12.1）を作成し、職員に周知する為、毎年研修を実施していました。子どもの着替えスペースを定め、カーテンを閉める、窓はすりガラスにする等配慮を行っていました。保護者には入園時の個人面談時『ガイドブック』にてプライバシー保護に関する取組を周知しています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園の理念、方針、保育内容等は、豊中市役所配布の「パンフレット」やホームページに掲載し、広く発信しています。園見学は随時対応し、園内の様子に説明も加えた動画を作成し、情報提供をしています。リーフレット、ホームページ、動画は毎年更新しています。  豊中市役所HP 民間保育所 ほづみバブー保育園の紹介のページ  <a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/shisetsu/kodomo_shounen/hoikuen/minkan/hodumbabuu-hoikuen.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/shisetsu/kodomo_shounen/hoikuen/minkan/hodumbabuu-hoikuen.html</a>	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園説明会で『入園・退園・終了・転園マニュアル』（2019.9.6作成）を基に「重要事項説明書」「ガイドブック」を用いて詳細に説明し、「同意書」を得ていることを書面で確認しました。また「ガイドブック」に変更点がある時も、差し替いを配布し、「同意書」を得ています。説明は個別に面談を行い、理解状況を確認しながら丁寧に説明しています。配付資料は、年1回見直しを行っています	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	園等の変更にあたっては、『入園・退園・終了・転園マニュアル』（2019.9.6作成）に手順を明記しています。また他施設への「申し送り書」を作成し、特に配慮の必要な児童に関しては、転園先の職員と面談し口頭での申し送りも行っていきます。園の利用終了後も子どもや保護者が希望した場合、随時職員が相談を受け付けており、相談窓口設置、相談方法等についての「お知らせ」を配布しています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a

日々の保育の中で、子ども一人ひとりの欲求を満ちし、保健的で安全な環境のもと快適に生活できるようにしています。子どもとの信頼関係を築きながら安心して自分の気持ちを表せるように配慮し、子どもの満足度を把握するように努めています。保護者に対しては、年1回の満足度アンケート、行事後アンケートを定期的実施し、把握した結果を掲示しています。アンケートの分析、検討の結果を職員会議で話し合い、具体的な改善を行うように努めていました。

(コメント)

今回、2023年2月に実施した満足度調査は、100%の回収率で、下記の如く、保護者満足度は、極めて高い満足度(園平均 4.8)となりました。一部、若干要望も頂きましたが、それに対し、速やかに改善を行っていました。

★保護者アンケート結果より 回収率=回収44/配付44= 100%

総合評価満足度を5段階評価で言うと 園平均 4.8 ☆極めて高い満足度

0歳 ぴよぴよ組	4.9	1歳 わんわん組	4.7
2歳 にゃんにゃん組	4.8	3歳 ぴよんぴよん組	4.7

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント) 『苦情解決対応マニュアル』(2022.4.1改訂)に沿って、苦情解決の責任者、受付担当者、第三者委員を設置していました。その仕組みは、「重要事項説明書」に記載し保護者に説明し、園内に掲示しています。苦情、要望等を受け付けた際は、全職員に周知し早急な対応を行い、保護者に必ずフィードバックしています。(HP、お便り、園内掲示)経過については「苦情受付票」に記載して保管しています。苦情、相談等の内容に基づき、職員で話し合いを深め、保育内容の改善に努めています。	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント) 入園案内の際に「重要事項説明書」にてクラス担任、園長、主任保育士等誰にでも相談できる体制があることを伝え、第三者委員の設置についても説明を行っていました。保護者からの相談・意見があるときは、プライバシーを守れるように配慮してゆっくり話せる場所を確保するようにしています。また、送迎時等、保護者に積極的に声を掛け意見を伺う姿勢を心掛けています。	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント) 職員は、日々、「連絡ファイル」でのやりとりや、登園・降園時、家庭での様子を把握し、園での子どもの様子を丁寧に伝えたり、年2回懇談会を実施する等、保護者との円滑なコミュニケーションに努め、相談や意見が述べやすいように配慮しています。玄関入り口には自由に意見・要望を無記名で投函できるように「おもいの箱」を設置しています。苦情や意見があった際には、『苦情解決対応マニュアル』(2022.4.1改訂)に沿って、「苦情、要望等報告書」に記録し、職員で話し合いの場を設け、迅速に対応できるよう心掛けています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>(コメント)</p> <p>『防災マニュアル』において「安全管理組織表」をもとに、リスクマネジメントに関する責任者を明確にしています。リスクの種類別に（衛生上、感染症及び急病、ケガや事故、不審者、大災害、SIDS等）『危機管理対応マニュアル』を作成、安心・安全な保育を実施するため、安全管理担当者を中心に、「安全確保に関する検討会・事故防止」の研修を行ない、全職員に周知徹底しています。また、重大事故に至る可能性のある3つの保育場面についての研修を行っていました。①睡眠中SIDS研修を年1回（2022.12.9及び14実施）、「睡眠チェック表」を使用 ②プール使用時・水遊びの際の注意事項等の研修（2022.6.20・21・22実施） ③食事の誤飲・誤嚥・誤食の場面における安全確保研修（2022.10.18・20実施）また心肺蘇生の訓練を（2022.6.20・21・22）実施し、全職員が緊急時に対応する力を身につけるよう努めていました。「事故報告書」や「ヒヤリハット報告書」は手順に沿って記載しています。日々の保育で危険と感じたり、改善が必要な個所を職員で話し合い、散歩時の注意箇所は「ヒヤリハット・マップ」を作成しています。「安全点検項目票」（月1回）「園庭遊具チェック表」（週1回）の点検項目に沿って、保育に関わる設備や遊具、備品類は担当者を中心に点検・メンテナンスを行っています。</p> <p>（参考） <b>ハインリッヒの法則（1:29:300の法則）</b>  1928年、アメリカの損害保険会社の安全技術者ハーバート・ウィリアム・ハインリッヒ氏が、50万件以上の事故事例を調査し1つの法則を導き出しました。「1件の重大災害の陰には、29件のかすり傷程度の軽災害があり、さらにその陰には300件のヒヤリハットした体験がある。」</p>	
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>(コメント)</p> <p>『感染症対策マニュアル』（2023.3.31改訂）、『ノロウィルス対応マニュアル』（2023.3.31改訂）、『麻疹対応ガイドライン』（2023.3.31改訂）、『風しん対応ガイドライン』（2023.3.31改訂）等を看護師が作成し、園長、看護師を中心に、「保健研修年間計画」に基づき園内研修（感染症・環境衛生安全管理、プール安全管理、感染性胃腸炎、体調不良児への対応等）を実施しています。また、外部の研修に参加した際は、研修報告を行い感染症の最新情報を共有しています。感染症の流行時期は「保健だより」、ホームページ等で知らせたり、現在の感染症の人数が分かるように玄関前に掲示しています。また緊急時は「コドモン」にて注意喚起のお知らせを配信しています。</p> <p>☆ 2023年2月実施の保護者アンケート結果より 【 回答数 44件 】  設問31番 感染症対策や衛生管理は適切に行われていると思いますか？  ⇒ 回答 はい 37 (84.1%)  どちらともいえない 4 (9.1%) わからない 3 (6.8%)</p>	
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a



(コメント)

発生確率が今後10年以内に20～30%と言われている南海トラフ大地震や、気候変動による線状降水帯、激しい雨（1時間30mm以上）等の集中豪雨への備えは、大阪府の「南海トラフハザードマップ」、『豊中市総合ハザードマップ』『洪水浸水想定区域図（猪名川）』令和3年度（2021年度）を参考に、『防災マニュアル』（2023.3.14改訂）、『非常災害対策計画』（2023.4.1改訂）を作成し、「年間計画」に従い、毎月避難訓練を実施しています。訓練は、地震・火事・不審者等偏りのないよう行っています。（消防署の立会いの訓練も実施）園舎は耐震2次診断後、2017年度に耐震補強工事を完了しています。設備、備品等においては損壊、転倒防止等の安全対策を実施しています。子ども保護者の安否確認情報は「コドモンアプリ」や「災害用ブロードバンド伝言板」で行うようにしており、全職員に周知徹底しています。保護者には入園時にガイドブックにて伝えています。「備蓄管理リスト」を作成し、水（3L/人・日・・・飲み水2L、食事用1L）食べ物、アレルギー児対応食品、簡易トイレ等を記載、備蓄し担当者が毎月、保管状態や賞味期を確認しています。気象庁や国土交通省は、激甚化の一途をたどる豪雨に対し、2022年に全国のハザードマップの被害想定を“百年に一度の雨”から“千年に一度の雨”に切り替え防災計画の大転換を図りました。警戒が必要です。これからも、正しく恐れ、このような備え（事前の準備・訓練が8割）をお願いします。

【 1923年（大正12年）9月1日発生の関東大震災から100年、1995年1月の阪神・淡路大震災から28年、2011年3月の東日本大震災から12年目です 】  
参考）「関東大震災から100年」特設サイト 気象庁、内閣府（防災）HP

<https://www.bousai.go.jp/kantou100/index.html>

## 評価結果

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

(コメント)

「保育理念」「保育方針」に基づき、保育の基本姿勢をはじめ、登園降園時の対応、清潔、食事、あそび、保護者連携・子育て支援等、具体的な保育を展開していくための標準的な実施方法が『保育マニュアル』（2023.2.22改訂）として作成され、子どもの尊重、プライバシー保護に関しては『子どもの権利擁護マニュアル』（2019.10.1作成）に明示されていました。園長、主任保育士は、保育の質を維持し、標準的な実施方法に基づいた保育サービスが実施出来ているか、定期的に各クラスを巡回し、確認、指導を行っています。また、保育実践が画一的なものとならないように、その日の状況や子ども一人ひとりの発達に応じた保育を心掛けるように配慮しています。定例の会議等にて随時話し合いや研修を実施、年に1度（年度末3月）見直しを行っていました。

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

(コメント)

毎月一回クラス会議や職員会議、随時各種会議を行い、保育の振り返りや見直しについて話し合いを重ねています。「マニュアル文書管理台帳」を作成しており、『保育マニュアル』、『子どもの権利擁護マニュアル』、『危機管理対応マニュアル』（2023.3.31改訂）、『不審者対応マニュアル』（2023.4.19改訂）、『非常災害対策計画』（2023.4.1改訂）等、マニュアルの定期的な見直し、改訂状況を確認しました。子どもや保護者の姿、職員や保護者からの意見や提案を反映して振り返り、見直しを行い、次年度の作成に活かしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

(コメント)	<p>適切な福祉サービスを実施するために、子どもと保護者について、発達段階や家庭環境等、個別の状況を踏まえ、保育実施上のニーズを正しく評価、分析し、「全体的な計画」に基づき「指導計画」を作成しています。「指導計画」は各クラス担任が作成し、主任保育士が確認、指導を行い、必要に応じて看護師、調理師、臨床心理士等関係職員が参画しています。担任は、保護者との日頃のきめ細かな関わりや年2回の個別懇談を通じて具体的なニーズを把握していました。週日案、月案に子どもの様子や振り返り、改善点などが記載されていることを確認しました。</p>	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	<p>「月案」や「各種指導計画」は、子どもの状況や保護者ニーズ等踏まえ、毎月定例で職員会議やクラス会議、給食会議等にて話し合い、保育の質の向上につながるよう見直し評価を行い、次の指導計画の作成に活かしていました。指導計画等を変更する場合は、職員会議や各種会議にて速やかに周知しています。P (Plan・計画策定) → D (Do・実行) → C (Check・評価) → A (Act・見直し) の改善サイクルが機能しています。</p>	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) 子ども達の様子や家庭環境を踏まえた教育・保育の実施状況は、「児童票」「身体発育表」「健診記録表」「個人懇談表」等、統一された様式に記録していました。「子どものつぶやき」という記録があり、日々の子どもの様子やつぶやき、保護者の意見・悩みなどを記録し、進級時には次の職員へ必ず引き継ぎ、家庭との連携を適切に図っています。個別の「指導計画」は毎月作成し、個々の子どもの育ちの姿を詳細に記録し、園長・主任保育士が確認、記録内容についての指導を行っています。また、共通認識が必要な情報は、日々「職員ノート」に記載し、また各種会議にて職員間で周知徹底して伝えあい、検討を行っています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) 『個人情報保護規定』(2023.4.1改訂)を整備し、目的外利用の禁止、個人情報漏洩防止等のルールを定めていました。個人情報に関わる全ての書類は、職員室に保管、厳正に管理しています。職員には園内研修で記録の管理や写真の取り扱い等、個人情報保護を遵守徹底するための園内研修を実施していました。(2022.6.15・17実施)保護者には「ガイドブック」「重要事項説明書」にて個人情報の保護を徹底していることを明示し、年度当初に「個人情報同意書」を提出していただき、理解を得ています。「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(2020年6月12日公布)【2022年4月1日施行】への対応では、保有する個人情報の数を計算し、万一、1,000人を超える漏えいが発生した場合、個人情報保護委員会への報告が義務化された事の職員への周知が必要です。	

# 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	『全体的な計画』は、『保育所保育指針』、園の「保育理念」「保育方針」等に基づいて、適切に編成されていました。基本理念に併記されている「まわりの大人が大切にしたいこと」では、「大人も子どもも豊かな安全基地を持ち愛着を安定させよう」と謳い、子ども一人ひとりの育ちを尊重して援助し、子育てを支援する温かいまなざしが掲げられていました。『全体的な計画』は、年度末に全職員が参画して評価、見直しを行い、次年度の作成に活かしていました。「年間指導計画」、「月案」、「週案」等は定期的に評価を行っていました。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	保育室は、採光や換気に配慮し、温度・湿度計、二酸化炭素モード計を設置し、30分ごとに換気を行うなど清潔で適切な状態を保持するように実践していました。また常に安全な環境整備をするために、室内外の道具や遊具の衛生管理、安全点検をきめ細かく取り決め実践していました。各保育室は一人ひとりの子どもが落ち着いて心地よく過ごせるように、年齢発達や動線を考慮して食事や睡眠等の生活空間と遊びのコーナーを区切るなど、環境構成を工夫していました。遊びのコーナーでは、発達に合わせて子どもが様々な遊びを通して育つように配慮された道具や玩具等を十分に準備していました。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの発達と家庭環境や生活リズムを十分に把握し育ちに合わせた関わりができるよう配慮して保育を進めていました。子どもの気持ちに共感し受け止め、信頼関係を築いていけるように、子どもへの接し方、言葉掛け等が適切に行われているか、クラス会議、職員会議等で振り返りを行い学びあったり、人権擁護に関する「セルフチェック表」を活用して定期的に自身と他者チェックを行うなど研鑽を重ねていました。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもたちが個々の発達に合わせて基本的な生活習慣が身につくように、家庭と連携しながら、援助していました。排泄、着脱の場所は清潔に整備され、一人ひとりへ丁寧な援助ができるように工夫されていました。日々の保育の中では生活習慣を身につけることの大切さを、子どもによくわかるように具体的に伝えています。また看護師が定期的に、手洗い、うがい、咳エチケット等のやり方を指導していました。今後は基本的な生活習慣の自立に向けて、0歳から3歳までの発達段階を踏まえ、育ちを積み上げていくための、保育士の具体的な援助や手順の方法を、『保育マニュアル』の中に作成していくことを期待しています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

(コメント)	<p>保育室内に生活スペースと遊びスペースがあり、子どもたちがそれぞれ好きな遊びができるようコーナーごとに区切った環境づくりをしています。子どもたちのやってみたいという気持ちを大切に、挑戦することを認め、できないところは必要に応じて保育士が援助しています。鬼ごっこ、かくれんぼ、しっぽ取りゲームなどルールのある遊びを楽しんだり、園庭でデッキ、ハンモック、すべり台等で遊んだり、だんご虫やミミズ、とんぼ、セミなど様々な虫と触れ合ったり、散歩でもどんぐり拾い、葉っぱ集め等自然に触れ合うよう工夫しています。夏野菜、花の水やり、かぶと虫の観察も行っています。室内では、ごっこあそびやリトミック、製作など、自分なりに表現することを年齢に応じて取り入れて楽しめるようにしています。子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しています。</p>	
A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
(コメント)	<p>保育室は、生活と遊びのコーナーが適切に配置されていました。遊びのコーナーでは、子どもの発達や興味関心を考慮しながら、好きな遊びを存分に楽しめるように、また粗大運動、微細運動を保障するために、玩具や道具などの環境が整備されていました。園庭には0歳児がゆったりと安全に過ごすことができるスペースが設けられていました。基本的信頼感の形成と情緒の安定のため、保育者との親密な愛着関係が築かれるように、食事・授乳時はなるべく同じ保育士が担当するなど1対1での関わりを大切にしていました。家庭とは子どもの24時間の生活を把握し、連携を密にして、個々の発達に配慮して保育を進めていました。</p>	
A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
(コメント)	<p>基本的生活習慣の形成に向けては、一人ひとりの発達状況を理解し、自分でしようとする姿を見守りながら適切な援助を行っていました。また子どもの自我を受け止め、個々の気持ちに寄り添った言葉かけや関わりをするように努めていました。保育室の遊びのコーナーでは、絵本、構成遊び、ママゴト・役割遊び、手先の機能を促す遊び等、子どもが主体的に遊びを展開できるような道具や布製の手作り玩具等が適切に準備されていました。また、園庭では探索活動や様々な運動遊びを存分にできるように、環境を整備していました。家庭との連携を密にして、個別の「指導計画」を作成し、一人ひとりの発達目標に合わせたきめ細かな保育を実践していました。また調理師やボランティア、地域の方々等の関わりを大切に、様々な人に温かく見守られていることを実感できるように配慮していました。</p>	
A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
(コメント)	<p>年間計画、月案、週日案に基づき、基本的生活習慣の確立や、子どもの育ちを援助し興味関心のある遊びを主体的に展開できるように、室内外の環境を整備し、計画的に保育を実践していました。遊びの計画では特に、美術・造形、音楽、食育、運動遊び等を作成し、保育内容において具体的に実践していました。保育室の遊びのコーナーでは、絵本、構成遊び、ママゴト・ごっこ遊び、廃材遊び等、子どもが様々な遊びを主体的に展開できるように配慮されていました。また、様々な活動の中で、失敗も経験し乗り越えていくことや自分で考える力が身につくように配慮し援助する保育を心掛けていました。</p>	
A-1-(2)-⑧	<p>障がいのある子どもが安心して生活できる教育・保育環境が整備され、教育・保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	a
(コメント)	<p>個別の「指導計画」を作成し、保護者と緊密な連携を取りながら、集団の中で、安心安全に配慮して、子ども同士が共に育ち合えるように援助し保育を進めています。市の専門職員の巡回指導で援助方法や関わり方の助言を受けて保育に活かしています。職員は研修を受講して、障がい児対応や統合保育に関する必要な知識や情報を得ています。</p>	

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 一日の生活を見通して計画性をもって遊びや生活を組み立てていました。在園時間に配慮して家庭的で落ち着いて過ごせるスペースを設けたり、好きな遊びができるように様々な遊びのコーナーを設置しています。異年齢の子どもと一緒に過ごす合同保育時間はおもちゃの種類や子ども同士の関わりへの配慮を心がけていました。延長保育児にはおやつを提供をしています。全職員が一人ひとりの子どもについて把握できるように、「連絡引継ぎノート」等を通して情報を共有、引継ぎを適切に行っていました。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント) (園は、0～3歳児保育園の為、対象外)	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント) 『健診マニュアル』(2023.2.1改訂)、『感染症対策マニュアル』(2023.3.31改訂)に基づき、適切に園児の健康診断、発育測定を実施していました。毎日健康観察を行い、子どもの様子を把握し、「看護記録」「個別記録」に記入し、必要に応じて職員間で情報の共有を行っていました。2020年から「コドモン」を活用して園児及び同居家族の健康観察を行っていました。また「保健計画」を作成しています。保護者には「保健だより」にて「保健計画」の作成や園の子どもに関する方針や情報を周知し、2、3歳児対象の様々な子どもへの保健指導の状況についてもきめ細かく発信していました。SIDSに関する必要な知識については毎年園内研修を行い(2022.12.9実施)、全職員に周知し、実践していることを「睡眠チェック表」等で確認しました。保護者にはSIDSに関する情報を「保健だより」やポスター、「コドモン」で提供しています。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント) 健診の結果は個別の「健康診断表」に記録し、職員間で情報の共有をしました。健診の前には「保健計画」に基づき、2、3歳児対象に、歯磨き指導、目や耳の大切さ等々の保健指導を行っていました。保護者へは書面にて健診結果を報告し、有効活用されるように家庭と緊密に連携して健康管理や受診指導を行っています。 <b>【 看護師が特に力を入れて取り組んでいる保健・衛生上の取り組み 】</b> 「心と体の健康」を保健目標とし保健活動を通して体の健康だけでなく人を思いやる心、感謝する気持ちを豊かにして心の健康を育めるよう日々の保育を行っている。 換気、消毒、手指衛生を職員間で浸透させ感染予防に努めている。また、園児には手洗い咳エチケットについて保健指導を行い生活の一部として自然にできるようにしている。 ご家庭と連携し一人ひとりの子どもの体調や発達状況について情報を共有し気軽に相談できる関係づくりを目指している。また、体調不良やけがの対応について責任と誠意をもって対応し不安感を与えないよう心がけている。 アレルギー児に対してはかかりつけ医、保護者、保育園が連携し除去食への対応や緊急時の対応を行い園児の安全に配慮している。 保健に関する正しい知識や情報と対応策を全職員が共有し実行できるように職員研修を通して報告、確認を行っている。また、職員の健康管理やメンタルヘルスケアについても看護師がサポートできる体制を整えている。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a

(コメント) 『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（2019年改訂）に沿って、『食物アレルギー対応マニュアル』（2023.3.31改訂）を作成し、マニュアルに基づき、主治医の指示のもとアレルギー対応を行っていました。保護者には主治医からの「指示書」「生活管理指導表」を年2回提出していただき、個々の子どもの状況に合わせてアレルギー除去食の提供を行っています。アレルギー除去食の提供に当たっては、誤食がないように個別のトレイにて提供する等、複数のチェックを行っているかを、5/10訪問当日の給食で提供された”ハム”の調理・配膳手順が『食物アレルギー対応マニュアル』通り合致しているかを調理師・園長と共に確認しました。定期的に職員はエピペン、アナフィラキシー、アレルギーについて看護師による研修を行って学びあい（2022.10.18実施）知識・技術の向上に努めています。保護者向けにはアレルギー講習会の案内を掲示したり、子どもたちにはアレルギー児への配慮が必要なことや、食事中のルール等を理解できるように伝えていました。

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>(コメント) 食に関する豊かな経験ができるように「年間食育計画」を立て日々の保育内容に組み入れてきめ細かく実践していました。テーブルごとに少人数に分け、子どもが落ち着いて楽しみながら食事ができるように配慮していました。また子どもの発達に合わせて食材の大きさや食器、食具を変え、一人ひとりに合わせた援助を行っていました。食への興味関心を深めていけるように、野菜の栽培活動や食材に触れたりクッキング活動等を取り入れていました。保護者には毎日の食事内容を展示したり、「給食だより」等を通じて食育の取組について随時発信していました。</p> <p><b>【 調理師による子ども主体の食育に向けた取組み 】</b></p> <p>和食中心で、昆布だし・鰹節を使い薄味を心掛け、食材の味をしっかりと味わえるようにしたり、栄養バランスのとれた旬の食材を多く使った献立を考えている。行事では目で見て楽しめるようにして、食欲をそそるような行事食メニューにしている。また、毎月、世界の料理も取り入れており、さまざまな国があることを知り、興味につながるように伝えている。食育活動では、各年齢に応じて、食への興味、関心が広がるように、五感を刺激しながらの食育を考えている。旬の食材を見る・さわる・味わう経験を体験できるようにしている。たけのこの皮むき・えんどう豆をむく・とうもろこしの皮むき・おみそ汁作り・ピザ作り・餃子作り・梅ジュース作り・パン作り・おもちつきなど、さまざまなクッキングを行い、作ることの楽しさや食べることが楽しみになるような体験活動を考えている。夏には、自分たちで野菜を育てて、収穫し、味わったりもしている。アレルギー児にも対応しており、子どもの思いにも配慮しながら、普通食と見た目の差がないように、代替品を工夫したりしている。</p> <p>また、保育士と毎月1度、各クラスの様子を伝える給食会議を行ったり、密に連携をとれるようにし、共通理解をしながら、お昼ごはんやおやつの提供の方法、次回の食育活動に反映できるようにしている。</p>	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a

『給食衛生管理マニュアル』（2019.11.1改訂）、『保育マニュアル』（2023.2.22改訂）の中の「食事編」に基づき、子どもの年齢・月齢に応じた食材の大きさ・食事量を提供されています。体調不良時などは、保護者の方と相談し、食事変更し、配慮された食事・おやつを提供となっています。食育活動では、各年齢ごとに食への興味・関心が広がるように、五感を刺激しながらの食育を考えています。旬の食材に触れてみたり、皮むき・こめとぎ、おみそ汁づくりやピザづくり等、様々なクッキングを行い、食べる意欲がわくような活動を考えています。衛生管理は、『給食衛生管理マニュアル』に基づき、調理師等の日々の体調管理、調理器具の衛生管理を徹底し、実施状況を「衛生チェックリスト」、「検便記録」等に記載しています。また、厨房で使用している2台の「中心温度計」の校正状況も確認しました。

- (コメント)
- ★2023年2月実施保護者アンケートの声（前回同様、絶賛されていました）
- 【 0歳児 ぴよぴよ組 】
    - ①行事食がどれもかわいくて、とても凝っていると思います。②給食も色鮮やかで栄養バランス満点の給食。③施設内で給食をつくっているので、出来たての食べ物が提供される。④食育に力を入れておられ、いつも給食メニューが美味しそう。
  - 【 1歳児 わんわん組 】
    - ① <多数> 和食中心の美味しい給食で、食材に触れたり、クッキングを通じて食育にも力を入れている。②（複数）子どもが給食の時間を楽しみにしている。③給食が美味しい。
  - 【 2歳児 にゃんにゃん組 】
    - ①（複数）栄養が考えられた給食でメニューも豊富。②（複数）和食中心で体に優しそうだったり、子どもの発達に合わせたクッキング等で食育も充実。
  - 【 3歳児 ぴよんぴよん組 】
    - ① <多数> 和食中心の美味しい給食で、食材に触れたり、クッキングを通して食育にも力を入れている。 ② <多数> 栄養バランスがきちんと取れる給食。③（複数）給食にこだわりがある。

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
---	---

(コメント)

「今日のできごと」「おたよりファイル」にて、子どもの一日の様子を記入し日々きめ細かな情報交換を行い、信頼関係を築くためのコミュニケーションを大切にしていました。保育の意図や保育内容については、園だより、クラスだより、行事のお知らせ等各種お便りできめ細かく伝えていました。また年2回個人懇談会（1回は保育参加も含む）を通して、園での具体的な保育内容や個人の成長の様子を伝え共有できるように支援していました。日頃から子育て相談に応じたり、家庭の状況、保護者との情報交換内容については、「子どものつぶやき」「個人懇談記録」「意見要望報告書」等において記録が残っていることを確認しました。



A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 a

(コメント) 0・1・2歳児クラスは個人の「おたよりファイル」で、3歳児クラスは「今日のできごと」を掲示し子どもの様子や保育内容を伝えていました。日々の送迎時には、保護者と信頼関係を築くように丁寧にコミュニケーションを取りながら、子どもの様子など情報共有を行っていました。保護者の勤務の都合や、事情等はしっかりと相談に乗り、丁寧に対応していました。保護者からの個別の相談については各クラスの「会議録」や「個人懇談記録」「苦情解決ファイル」に残し、相談内容によっては関係機関と連携を図るなどの対応をしていました。3名のスマイルサポーターが在籍していることを周知し、延長保育、園庭開放を実施していました。

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a

(コメント) 『児童虐待防止マニュアル』（2022.12.1改訂）を整備し、職員には虐待等権利侵害の兆候を見逃さず早期発見するよう周知徹底し、「虐待防止研修」（2023.2.14実施）を行っていました。子どもの心身の状態、家庭での養育状況の丁寧な把握に努め、気になる家庭については毎日の生活や遊びの中で子どもや保護者の様子に変化がないか確認し詳細な記録を残しています。虐待の兆候を感じた場合は『児童虐待防止マニュアル』に沿って速やかに関係機関に通報する仕組みが構築されており、園には通報義務がある事が明記されています。

評価結果

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 a

(コメント) 一人ひとりの自己評価が園全体の保育の質の向上につながることを目指して、職員は「自己成長シート」にて各自の目標・計画を立て、職員間で話し合うなど丁寧な振り返りを行っていることが、月案週案、クラス会議等の記録で確認できました。保育士は年3回、自己評価を行い、園長や主任保育士による面談が行われていました。また各分野においてリーダーを設け、食育、保健、音楽・美術・様々なあそびの園内研修を開き、スキルアップにつながるような取り組みを行っていました。

評価結果

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。 a

(コメント) 『就業規則解雇事由の第44条（12）』に、「体罰等子どもへの不適切な対応の禁止」と明記し、「虐待防止研修」（2023.2.14）を実施していました。また、職員が定期的に行っている「セルフチェックリスト」を活用して互いに振り返る話し合い（2022.12.14実施）を行っていました。体罰禁止等については、『児童虐待防止対応マニュアル』（2023.3.31改訂）に明記し、職員に周知されています。

## 利用者(子ども)の保護者へのアンケート結果

### 調査の概要

調査対象者	園に通う全園児の保護者（全園児に配付）
調査対象者数	44人（回収率 100% = 44回収 / 配付44）
調査方法	アンケート調査-無記名方式（2023年2月実施） *大阪府がモデルで示している「利用者チェックリスト〔保育園〕」アンケート項目20に、追加し45項目で詳細に調査しました。

### 利用者（子ども）の保護者へのアンケート結果（概要）

全園児44人の保護者から回収（回収率 100% = 44回収/配付44）その結果は大変高い満足度を示しました。【園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.8 極めて高い満足度】各クラスの5段階評価、回収率、代表的なコメントを以下に記載します。

0歳児 ぴよぴよ組 5段階満足度評価 ⇒ 4.9（回収率=7/7 100%）

- ①（複数）職員の方がみんな明るく、笑顔で挨拶してくれて、優しい。
- ②（複数）木の温もりを感じるアットホームな保育園。
- ③ 子どもをよく見てくれている。

1歳児 わんわん組 5段階評価 ⇒ 4.7（回収率=10/10 100%）

- ① <多数> 先生方が優しく、明るく元気で園児が楽しそう。
- ②（複数）子どもをちゃんと見てくれている。
- ③（複数）全ての職員が子供達の事をよく知ってくれている。

2歳児 にゃんにゃん組 5段階評価 ⇒ 4.8（回収率=13/13 100%）

- ① <多数> 子ども一人一人がのびのびとしている。
- ② <多数> 子どもが自分で考えて遊ぶことができる。
- ③（複数）保育士さんが共に子育てをしてくれていて、子どもの成長を一緒に喜んでくれる。

3歳児 ぴよんぴよん組 5段階評価 ⇒ 4.7（回収率=14/14 100%）

- ① <多数> 小規模園でクラス・年齢関係なく、園全体で関わり合う。
- ② <多数> 少人数ならではの良さがあり、どの先生も自分の子供の事を理解してくれ、あたたかく、本当にありがたい。
- ③ <多数> 異年齢での交わりも多い。

以上

☆ おおむね、保育理念・方針・目標で掲げている内容を達成している事が上記の保護者のコメント、高い保護者の満足度評価から伺えました。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等